

平成 18 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

平成 19 年 1 2 月
岩手県環境生活部環境保全課

1 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果

法第 28 条の規定により、焼却施設等の設置者には、排出ガス、排水及びばいじん等に含まれるダイオキシン類を 1 年に 1 回以上測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられています。

また、県知事は、施設設置者からの報告を取りまとめて公表することとされています。

(詳細は、表 1 ~ 3 のとおりです。)

(1) 各施設に係る自主測定結果の報告状況

測定対象	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数					計	基準超過施設数
			新設	休止等	廃止	未測定	その他		
排出ガス	178	146	4	17	4	6	1	32	2
排水	6	6	-	-	-	-	-	-	0
ばいじん等	178	144	4	17	4	8	1	34	11

注 1) 「施設数」は、平成 19 年 3 月 31 日現在の施設数に、平成 18 年度中に廃止した 5 施設を加えた数値である。

注 2) 「未報告」中、「新設」は平成 18 年度中に設置された施設で、報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成 18 年度を通じて休止等のため報告がなかった施設である。

(2) 排出ガスに係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.000023 ~ 12ng -TEQ/m³N の範囲であり、2 施設で排出基準を超過していました。

また、県が実施した 5 施設の測定結果は、0.0048 ~ 96ng -TEQ/m³N の範囲であり、1 施設で排出基準を超過していました。

なお、基準を超過した 3 施設は施設改善後、再度測定を行い、排出基準に適合していることを確認済みです。

(3) 排水に係る排出基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0000044 ~ 1.3 pg -TEQ/L の範囲であり、全て排出基準値以下でした。(基準値：10pg -TEQ/L)

(4) ばいじん等に係る基準適合状況

報告のあった自主測定結果は、0.0 ~ 19 ng -TEQ/g の範囲でした。

このうち、ばいじん等の処理基準値(3 ng -TEQ/g)を上回った施設は 10 施設ありましたが、溶融固化処理等により適正に処理されていました。

(5) 自主測定を実施していない施設

平成 18 年度中に稼働していた施設のうち、自主測定を実施しなかった施設は次のとおりでした。

排出ガス：8 施設

ばいじん等：10 施設

2 今後の対応

(1) 未測定の施設設置者については、早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。

(2) 年間を通じて稼働休止により測定を実施していない施設の設置者に対しては、使用再開後は早急に自主測定を実施し、結果を報告するよう指導をします。

(3) 引き続き、施設の設置者に対し、施設の使用方法、焼却物の選別及び焼却量の適正化等によりできるだけダイオキシン類を低減させるよう指導をします。

表1 自主測定結果報告状況

測定結果の単位：ng -TEQ/m³N

特定施設種類	施設数	報告施設数	未報告理由別施設数					測定結果	
			新設	休止等	廃止	未測定	その他	最小値～最大値	基準超過施設数
大気基準適用施設	178	146	4	17	4	6	1	0.000023～12	2
廃棄物焼却炉 焼却能力	4t/h以上	6	0	0	0	0	0	0.0012～0.048	0
	2t/h～4t/h未満	26	0	0	0	0	0	0.00018～0.97	0
	2t/h未満	146	114	4	17	4	6	0.000023～12	2
水質基準適用施設	6	6	0	0	0	0	0	0.0000044～1.3	0
パルプ製造塩素漂白施設	1	1	0	0	0	0	0	1.3	0
焼却炉廃ガス洗浄施設・湿式集じん施設	3	3	0	0	0	0	0	0.00072～0.0046	0
下水道終末処理施設	1	1	0	0	0	0	0	0.0017	0
他工場の排水処理施設	1	1	0	0	0	0	0	1.3	0
合計	184	152	4	17	4	6	1		2

注1)「施設数」は、平成19年3月31日現在の施設数に、平成18年度中に廃止した5施設を加えた数値である。

注2)「未報告」中、「新設」は平成18年度中に設置された施設で報告期限未到来のため報告のなかった施設、「休止等」は平成18年度を通して休止等のため報告がなかった施設、「廃止」は測定未実施のまま平成18年度中に廃止された施設である。

注3)平成18年度報告分を平成17年度内に報告している施設は、「報告施設数」欄に計上している。

表2 排出基準不適合施設

測定結果の単位：ng -TEQ/m³N

事業場名	所在地	特定施設種類	測定結果	基準値	超過原因	対応状況
(株)長内水源工業 滝沢北部処分場	滝沢村滝沢字上中村1-4	廃棄物焼却炉	12	10	焼却炉内の空気の循環不良、各部品の劣化等。	自主測定による排出基準超過判明後、施設の稼働を休止。 施設の改善(各部品の交換等)後、ダイオキシン類を再度測定した結果(0.015 ng -TEQ/m ³ N)、排出基準に適合していることを確認したことから、稼働を再開。
北上済生会病院	北上市花園町1-6-8	廃棄物焼却炉	11	10	廃棄物の投入間隔が長かったこと、バーナーノズルが弱かったことなどから、必要な温度が確保できていない部分が生じ、不完全燃焼が発生。	自主測定による排出基準超過判明後、施設の稼働を休止。 運転管理の改善(廃棄物の投入間隔の短縮)、施設の改善(バーナーノズルの交換)後、ダイオキシン類を再度測定した結果(3.2 ng -TEQ/m ³ N)、排出基準に適合していることを確認したことから、稼働を再開。

遠野市清養園 クリーンセンター	遠野市綾織町新里 18-75-1	廃棄物焼却炉	96	5	<p>空気予熱器電熱管の破孔による流動化空気量不足と不適格な集じん機を設置していたため、異常燃焼が発生。</p> <p>また、活性炭入り薬剤の共有装置に薬剤が固着し、十分な薬剤が供給されていない状況にあり、ダイオキシン類を吸着除去する機能が低下していた。</p>	<p>行政測定による排出基準超過判明後、施設の稼働を休止。</p> <p>施設改善(空気予熱器・集じん機の交換、薬剤供給装置に付着した固着物の除去)後、ダイオキシン類を再度測定した結果(0.60 ng-TEQ/m³N)、排出基準に適合していることを確認したことから、稼働を再開。</p>
--------------------	---------------------	--------	----	---	---	--

注1) 自主測定及び行政による測定により排出基準超過が判明した施設について記載している。

表3 未報告施設

事業場名	所在地	特定施設種類	未報告理由	対応状況
(有)ワークス・エム 自己処分場	滝沢村砂込 881-3	廃棄物焼却炉	施設は稼働していたが、測定を実施しなかったもの。	早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導。
(有)佐藤架設企業	遠野市小友町 20-91-2	廃棄物焼却炉	測定未実施のまま、年度途中で休止状態に入り、測定を実施しなかったもの。	施設の再稼働後、早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導。
長谷川工務店	北上市相去町上成沢 1-1	廃棄物焼却炉	測定未実施のまま、年度途中で休止状態に入り、測定を実施しなかったもの。	施設の再稼働後、早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導。
(有)共同産業処分場	金ヶ崎町西根街道下 49	廃棄物焼却炉	施設は稼働していたが、測定を実施しなかったもの。	早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導し、平成19年4月に測定結果の報告を受理。
(株)匠建工業	一関市大東町大原字有南田 39	廃棄物焼却炉	平成13年5月に施設を設置していたが、未届出であることが判明し、平成18年12月に設置届出をしたが、年度中に測定を実施しなかったもの。	自主測定を早急に実施するよう指導し、平成19年5月に測定結果の報告を受理。
三陸建設(株)	大船渡市猪川町字久名畑 109-5	廃棄物焼却炉	平成18年5月に自主測定を実施していたが、報告書が未提出となっていたもの。	早急に測定結果を報告するよう指導。
ときめきファーム(株) 鶏糞処理場	軽米町上館第3地割 17-2	廃棄物焼却炉	施設は稼働していたが、測定を実施しなかったもの。	早急に測定を実施し、結果を報告するよう指導し、平成19年6月に測定結果の報告を受理。

注1) 未報告施設のうち、未報告理由が「未測定」及び「その他」の施設について記載している。